

全 建 事 発 第 16 号
平成 23 年 4 月 25 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押 田 彰
〔公 印 省 略〕

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、国土交通省において、東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の前金払の割合を引き上げる等の特例が設けられました。

主な特例内容は、東日本大震災により災害救助法が適用された被災地域における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の 10 分の 5 以内とすること（原則は請負金額の 10 分の 4 以内）、中間前金払の対象となる工事を請負金額 300 万円以上の工事とすること（原則は請負金額 1,000 万円以上かつ工期 150 日以上の工事）となっております。

つきましては、当会宛てに別添の通知がありましたのでお知らせいたします。ご参考までに国土交通省のホームページに掲載された報道発表資料も添付いたします。

敬具

【添付書類】

別添：東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について（通知）

参考：東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について（国交省 HP 掲載）

（担当）事業部事業企画課 小林
電話：03－3551－9396
FAX：03－3555－3218
メール：jigyo@zenken-net.or.jp